

第十九号様式（第四十五条関係）

登録事項変更届出書

受付印	経由印	愛知県知事登録旅行サービス手配業 第 000 号
変更事項（新旧の対象を明示すること。）		
新	旧	
<p>（本店所在地の移転） 愛知県〇〇市△△町 一丁目1番地 〒000-0000 電話 000-000-0000 FAX 000-000-0000</p>	<p>愛知県■市●●町 二丁目2番地</p>	
		令和 5 年 12 月 10 日
愛知県知事 殿		
旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届け出をします。		
この届出書類及び添附書類の記載事項は、事実と相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		
<p>〇〇予約センター株式会社 代表取締役 愛知 太郎</p>		

**本店所在地
(個人の場合は住所)の移転
の場合**

1枚の届出書に複数の変更事項を記入することができます。

例)名称の変更と本店所在地の変更を1枚の届出書に記入できます。

何も記入しないでください。

左側（新）の欄に、移転先の

- ・所在地
- ・郵便番号
- ・電話番号
- ・FAX番号

を記入してください。

【注意】

本店所在地（個人の場合は住所）の変更に伴い、営業所の所在地も変更となる場合、営業所の所在地変更も、この届出書で届け出てください。

登録番号を記入してください。

個人の方は住民票記載の住所を、法人の方は登記簿記載の本店所在地を記入。住民票や登記簿記載のとおりに入力してください（一丁目1番1号を1-1-1などと省略しないでください）。

右側（旧）の欄に旧の所在地または住所、左側（新）の欄に変更後のものを記入してください。

記入日を記入してください。

**商号の変更
の場合**

1枚の届出書に複数の変更事項を記入することができます。

例) 名称の変更と本店所在地の変更を1枚の届出書に記入できます。

何も記入しないでください。

第十九号様式（第四十五条関係）

登録事項変更届出書

受付印	経由印	愛知県知事登録旅行サービス手配業 第 000 号
変更事項（新旧の対象を明示すること。）		
新 (商号の変更) 〇〇予約センター	旧 △△手配サービス	
		令和 5 年 12 月 10 日
愛知県知事 殿		
旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届け出をします。		
この届出書類及び添附書類の記載事項は、事実と相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		
〇〇予約センター株式会社 代表取締役 愛知 太郎		

登録番号を記入してください。

右側（旧）の欄に旧の商号、左側（新）の欄に変更後の商号を記入してください。

記入日を記入してください。

**法人代表者の変更
の場合**

1枚の届出書に複数の変更事項を記入することができます。

例) 名称の変更と本店所在地の変更を1枚の届出書に記入できます。

何も記入しないでください。

第十九号様式（第四十五条関係）

登録事項変更届出書

受付印	経由印	愛知県知事登録旅行サービス手配業 第 000 号
変更事項（新旧の対象を明示すること。）		
新	旧	
(法人代表者の変更) 愛知 太郎	愛知 花子	
		令和 5 年 12 月 10 日
愛知県知事 殿		
旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届け出をします。		
この届出書類及び添附書類の記載事項は、事実と相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		
〇〇予約センター株式会社 代表取締役 愛知 太郎		

登録番号を記入してください。

右側（旧）の欄に旧の代表者名、左側（新）の欄に変更後の代表者名を記入してください。

記入日を記入してください。

**営業所の新設
の場合**

1枚の届出書に複数の変更事項を記入することができます。

例) 名称の変更と本店所在地の変更を1枚の届出書に記入できます。

何も記入しないでください。

新設した営業所については、

- 営業所名
- 所在地
- 電話番号
- FAX番号
- 郵便番号
- 設置日

を記入してください。

【注意】

営業所の新設に応じて、旅行サービス手配業務取扱管理者の変更も伴うはずですので、この届出とあわせて「旅行サービス手配業務取扱管理者の変更の届出」も行ってください。

第十九号様式（第四十五条関係）

登録事項変更届出書

受付印	経由印	愛知県知事登録旅行サービス手配業 第 000 号
変更事項（新旧の対象を明示すること。）		
新 (営業所の新設) 名古屋南営業所 岡崎営業所 豊田営業所 名古屋北営業所 愛知県●●市■■■町1番地 電話 000-000-0000 FAX 000-000-0000 〒000-0000 平成25年12月1日開設	旧 名古屋南営業所 岡崎営業所 豊田営業所	
		令和 5 年 12 月 10 日
愛知県知事 殿		
旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届け出をします。		
この届出書類及び添附書類の記載事項は、事実と相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		
〇〇予約センター株式会社 代表取締役 愛知 太郎		

登録番号を記入してください。

右側（旧）の欄に旧の営業所リストを、左側（新）の欄に、新設した営業所を加えた営業所リストを記入してください。

記入日を記入してください。

**営業所の名称変更
の場合**

1枚の届出書に複数の変更事項を記入することができます。

例) 名称の変更と本店所在地の変更を1枚の届出書に記入できます。

何も記入しないでください。

第十九号様式（第四十五条関係）

登録事項変更届出書

受付印	経由印	愛知県知事登録旅行サービス手配業 第 000 号
変更事項（新旧の対象を明示すること。）		
新	旧	
<p>(営業所の名称変更) 名古屋北営業所 名古屋南営業所 豊橋営業所 岡崎営業所</p>	<p>名北営業所 名古屋南営業所 豊橋営業所 岡崎営業所</p>	
		令和 5 年 12 月 10 日
愛知県知事 殿		
旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届け出をします。		
この届出書類及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		
<p>〇〇予約センター株式会社 代表取締役 愛知 太郎</p>		

登録番号を記入してください。

右側（旧）の欄に旧名称の営業所リストを、左側（新）の欄に変更後の営業所リストを記入してください。

記入日を記入してください。

【注意】

営業所の名称変更に応じて、旅行サービス手配業務取扱管理者の変更も伴うはずですので、この届出とあわせて「旅行サービス手配業務取扱管理者の変更の届出」も行ってください。

（この例では、名北営業所の選任管理者は、名古屋北営業所の選任管理者に変更することになります）

**営業所の所在地変更
の場合**

第十九号様式（第四十五条関係）

登録事項変更届出書

1枚の届出書に複数の変更事項を記入することができます。

例) 名称の変更と本店所在地の変更を1枚の届出書に記入できます。

何も記入しないでください。

移転した営業所については、

- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・郵便番号

を記入してください。

受付印	経由印	愛知県知事登録旅行サービス手配業 第 000 号
変更事項（新旧の対象を明示すること。）		
新	旧	
<p>(営業所の所在地変更)</p> <p>名古屋南営業所</p> <p>岡崎営業所</p> <p>豊田営業所</p> <p>名古屋北営業所 愛知県●●市■■■町1番地 電話 000-000-0000 FAX 000-000-0000 〒000-0000</p>	<p>名古屋南営業所</p> <p>岡崎営業所</p> <p>豊田営業所</p> <p>名古屋北営業所 愛知県△△市○○町5番地</p>	
令和 5 年 12 月 10 日		
愛知県知事 殿		
旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届け出をします。		
この届出書類及び添附書類の記載事項は、事実と相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		
<p>○○予約センター株式会社 代表取締役 愛知 太郎</p>		

登録番号を記入してください。

右側（旧）の欄に営業所リストと移転した営業所の旧住所を、左側（新）の欄に移転した営業所の住所等を加えた営業所リストを記入してください。

記入日を記入してください。

**営業所の廃止
の場合**

第十九号様式（第四十五条関係）

登録事項変更届出書

1枚の届出書に複数の変更事項を記入することができます。

例) 名称の変更と本店所在地の変更を1枚の届出書に記入できます。

何も記入しないでください。

登録番号を記入してください。

右側（旧）の欄に旧の営業所リストを、左側（新）の欄に廃止された営業所を除いた営業所リストを記入してください。

記入日を記入してください。

受付印	経由印	愛知県知事登録旅行サービス手配業 第 000 号
変更事項（新旧の対象を明示すること。）		
新	旧	
<p>(営業所の廃止)</p> <p>名古屋南営業所 豊橋営業所 豊川営業所</p>	<p>名古屋北営業所 名古屋南営業所 豊橋営業所 豊川営業所</p>	
令和 5 年 12 月 10 日		
愛知県知事 殿		
旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届け出をします。		
この届出書類及び添附書類の記載事項は、事実に相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		
<p>〇〇予約センター株式会社 代表取締役 愛知 太郎</p>		

【注意】

営業所の廃止に応じて、旅行サービス手配業務取扱管理者の変更も伴うはずですので、この届出とあわせて「旅行サービス手配業務取扱管理者の変更の届出」も行ってください。